

【富山県税理士協同組合 組合員、賛助会員について】

組合への加入資格は、①開業税理士
 ②所属税理士
 ③法人社員税理士
 ④税理士法人 によって異なります。

以下がその対応関係になります。

組合加入資格と税理士登録区分の対応関係

登録区分 \ 組合加入資格	組合員	賛助会員
①開業税理士	○	×
②所属税理士	×	○
③法人社員税理士	×	○
④税理士法人（主たる）	○	×
⑤税理士法人（従たる）	×	×

○…加入できる ×…加入できない

組合員・賛助会員の権利・義務は、以下のとおりです。

資格	組合員	賛助会員
議決権	あり	なし
配当の権利（配当実績なし）	あり	なし
研修会等の事業への参加	組合員価格	組合員に同じ
慶弔制度の適用	あり	あり
出資金	10万円	なし
預り金	10万円	10万円

※出資金、預り金は組合を脱退される際に全額お返ししております。

※賦課金は現在徴収しておりません。

※（現行）原則 研修会等負担金レジューメ代 1,000円、但し、幹部職員 4,000円

組合員、賛助会員向けの主な事業・特典 ※組合未加入の場合はこれらの特典は受けられません。

- 各支部事業への協賛
- 有名講師によるセミナー開催
- セミナーへの組合員価格での参加
- 財産評価基準書等有益図書割引（毎年5月1日現在において組合員、賛助会員の方が対象）
- 健康診断助成金（毎年5月1日現在において組合員、賛助会員の方が対象）
- コンサート、ミュージカル、演劇等各種公演チケットの斡旋
- 県内スポーツチームの試合観戦チケットの配布 等

なお、組合への加入は任意です。